

平成26年3月（第4回）教育委員会会議録

1. 開催の日時及び場所

平成26年3月18日（火）16:00～19:15

宇部市港町庁舎 2階会議室

2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長

水田 和江 委員

三原 節子 委員

赤川 宏 委員

白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、金重総務課長、安田学校教育課長、中野学校給食課長、山脇社会教育課長、松尾図書館長、唐沢学びの森くすのき・地域文化交流課長、上田図書館長補佐、西村総務課長補佐、田中学校教育課長補佐、小松学校教育課長補佐、山田社会教育課長補佐、濱原総務係長

4. 傍聴者

なし

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成26年3月18日の第4回教育委員会会議を開催いたします。本日は5人全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。また、本日は傍聴の申し出はありませんでした。

次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第1回の会議録について、ご意見等はありませんか。

（全委員異議なし）

委員長： 異議がないようですので、第1回の会議録については承認とさせていただきます。

また、第2回の会議録については机上に配付していますので、次回会議までにご覧いただき、次回の会議で承認を受けたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は水田委員にお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第5号 委員長選任の件」、「議案第6号 宇部市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正の件」、「議案第7号 宇部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程制定の件」、「議案第8号 宇部市教育委員会文書取扱規程の一部改正の件」、「（仮称）第二次 宇部市子どもの読書活動推進計画について」、「宇部市立小中学校の適正配置について」、「学校教育推進のための指針について」の7件と、その他の事項として、「放課後子ども教室について」、「寄附の報告について」の2件となっています。

委員長： 始めに「議案第5号 委員長選任の件」について、事務局から説明をお願い

します。

事務局： 縄田委員長の任期が3月18日までとなっておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第12条及び「宇部市教育委員会会議規則」第2条の規定に基づき、3月19日からの委員長の選任をお願いするものです。

選任方法につきましては、選挙による無記名投票により行うこととなっておりますが、委員の皆さんのご異議がなければ、指名推選の方法によることもできることになっていきます。

なお、選任にあたり差し支えがあれば、事務局は退席いたしますが、いかがいたしましょうか。

委員： 事務局立会いで、指名推選でいいと思います。

委員長： 事務局立会いの下、指名推選とすることでよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： それでは、事務局立会いの下、指名推選とさせていただきますので、自薦、他薦等ありましたらお願いします。

(協議の結果、全委員の一致により委員長の再任が決定する。)

事務局： ただいま指名推選により、委員長の再任が決定しましたので、「宇部市教育委員会会議規則」第3条の規定に基づき、委員長の住所・氏名を告示させていただきます。

なお、委員長職務代理者の選任についてですが、委員長職務代理者は「宇部市教育委員会会議規則」第4条の規定に基づき、先任の委員が就任することになっていきますので、水田委員が委員長職務代理者となります。よろしくお願ひします。

委員長： (再任のあいさつ)

委員長： 次に「議案第6号 宇部市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正の件」について説明をお願いします。

事務局： 宇部市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正について、説明させていただきます。

変更する主な理由としましては、共同調理場に専任の市職員を配置することができるようにするため、また、平成26年度から共同調理場の調理業務を段階的に民間委託することに伴い、市雇用の調理員の配置が無くなる調理場がでてくることから、必要な整備を行うものです。

(資料1に基づき、改正箇所の説明を行う。)

委員： 栄養教諭を配置した理由を教えてください。

事務局： 栄養教諭は教員資格を有した県の正規職員となります。主に児童・生徒への食育の推進を図る目的からこれまでも配置されていたものですが、このたび改めて規則に明記したものです。

委員： 各学校に栄養教諭は何人くらい配置されているのでしょうか。

事務局： 共同調理場の規模により異なりますが、県の栄養士等の配置基準では、1,500食以下には1人、1,500食から6,000食については2人、6,000食以上については3人の配置となっております。また、単独の調理場は4

調理場に1人の配置とされており、配置されない学校もあります。

委員： 「その他の職員」とは、どのような方ですか。

事務局： 栄養教諭、栄養職員以外にも、共同調理場には事務補助職員等もいますので、それらの職員を含め「その他の職員」としています。

委員長： 共同調理場には、いつから専任の市職員を配置するようになるのですか。

事務局： 共同調理場が設置されている学校の校長は、これまで所長との兼務となっていて、大規模な共同調理場においては、校長の負担軽減のため、新たに市職員の配置を検討しているところです。関係課と人員配置に向けた協議をしているところですが、現在のところ決定までには至っておりません。

委員： 第3条の「職務」に関する内容については、改正前の方が具体的に書かれているように思いますが、いかがでしょうか。

事務局： 個別に記載していたものをまとめたもので、内容についての変更はありません。

委員長： よろしいですか。

他に意見がなければ、規則を改正することによりよろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 「議案第6号 宇部市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部改正の件」については、原案のとおり承認とさせていただきます。

共同調理場については、来年度から民間委託への移行が始まりますので、必要な条件等の整備は行っていただき、引き続き、安心・安全な学校給食の提供ができますよう、よろしくお願いいたします。

次に、「議案第7号 宇部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程制定の件」について説明をお願いします。

事務局： 市内には24のふれあいセンターが各小学校区に設置されていますが、その内14のふれあいセンターは市民活動課が管理し、残りの10のふれあいセンターは社会教育課が管理しています。

このたび、施設管理を一元化することで、事務の効率化及び市民サービスの向上が図れることから、社会教育課が管理しています10ふれあいセンターの施設管理を市民活動課に移管させるため、必要な規程を制定するものです。

(資料2に基づき、当該規程案の説明を行う。)

委員： 宇部市や教育委員会の職務権限規程の中にふれあいセンターの管理に関する記載が無いようですが、どこに当てはまるのでしょうか。

事務局： 市が行う業務や権限等を職務権限規程の中に全て記載することは出来ませんので、実際の運用については市の規程では共通事項を適用し、教育委員会の規程では施設管理に係る職務権限を準用すること等、行うこととしています。

委員： 例えば、ふれあいセンターでは学童保育の団体等に施設を貸出していますが、その貸付けにも影響がでますか。

事務局： 今回、補助執行する業務は、資料にもありますように「建物の補修に関すること」、「管理委託に関すること」、「その他施設の維持管理に関すること」となっており、日常的な施設の管理業務を移管するもので、運営管理面につい

ては、これまでどおり社会教育課が行います。

委員 長： 他にご意見がなければ、新たに規程を制定することよろしいですか。
(全委員異議なし)

委員 長： 「議案第7号 宇部市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程制定の件」については、原案のとおり承認とさせていただきます。

次に、「議案第8号 宇部市教育委員会文書取扱規程の一部改正の件」について説明をお願いします。

事務局： 行政機関が作成する公用文における漢字の使用については、既存の「常用漢字表」が廃止され、新たに制定されたため、当該規程の内容についても改正するものです。

(資料3に基づき、説明を行う。)

委員 長： 意見がなければ、当該規程を改正することよろしいですか。
(全委員異議なし)

委員 長： それでは「議案第8号 宇部市教育委員会文書取扱規程の一部改正の件」について、原案のとおり承認とさせていただきます。

次に「(仮称)第二次 宇部市子どもの読書活動推進計画について」説明をお願いします。

事務局： (仮称)第二次 宇部市子どもの読書活動推進計画については、2月の会議で素案をお示しし、その際に「大学や短大図書館とのネットワークの構築」や「読書冊数の比較データ(国・県・市)の掲載」、「目標数値の設定」等に関して、ご意見をいただきました。

これらについては、計画策定委員会へ教育委員会からの意見として提案したいと考えていますが、計画をより良いものにしていくため、その他にもご意見などありましたら、改めてお伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

委員 長： 前回の会議で配付されました計画案について、ご意見はありますか。

教育 長： 読書冊数等の過去のデータを見ることで、これまでの活動や取組を検証することもできますし、今後の事業計画を立てる上でも重要となると思いますので、計画には目標数値の設定を是非ともお願いします。

事務局： 目標数値の設定については、宇部市教育振興基本計画にも掲げている数値を盛り込んでいきたいと思っておりますが、それ以外にも「絵本文庫の活用状況」や「読み聞かせ」などの行事への参加者数等も入れていきたいと思っております。

委員： アンケート調査結果を見て残念に思っているのが、「休み時間や放課後に、学校の図書館に行きますか」という問いに、中学2年生の39%が「ほとんど行かない」、34%が「行ったことがない」と回答していることです。学校では生徒にもっと図書室に行くように働きかけてもらいたいと思っております。

教育 長： 中学生になると休み時間や放課後に図書室に行く子どもと、グラウンド等に出て行く子どもに分かれる傾向がありますので、決して本を読まないということでは無いと思っております。

委員： 図書室には、入りやすく楽しい雰囲気作りが必要と思っております。そのためには、本を読むための環境やきっかけを作る専門の人の配置が非常に大切になって

くと思っています。

委員： 学校の図書室に行きたくなるような施策についても、計画書にあってもいいかもしれません。

それから「ふれあいセンター等での読書活動」という項目がありますが、西岐波ふれあいセンターでは非常に市民の目に付くところに書庫が置いてありますが、常盤ふれあいセンターでは2階の市民の目に触れにくい場所に本が置いてあり、貸出しが出来ることを知っている方も少ないと思います。他の場所においてももっと貸出しが進むよう工夫やアピールが必要と思います。

事務局： 施設の構造上、書庫を動かすことが難しいところもあると思いますが、各センターには可能な限りの協力をお願いしたいと思います。

委員： 昨年からはまったブックスタートについては、母子保健推進員が図書の配付をしていますが、図書館としての役目はどうなっていますか。

事務局： ブックスタートは、健康福祉部と連携した取組の一つですが、図書館では本の選書を中心に行っています。今配付しています「いないいないばあ」という絵本は、図書館が主に担当し、選定委員会で選書を行いました。

委員： 全員に同じ絵本を配付しているのですか。選択することは出来ないのですか。

事務局： 2年間くらいは1種類の本と考えています。しかしながら、既に同じ本を所有していたり兄弟姉妹（双子）がいる場合等もありますので、関係課と協議していきたいと思います。

委員長： 計画に対する市民からの要望や意見等の集約は、どのように考えていますか。

事務局： 策定委員会で計画案が完成後に、パブリックコメントを実施し意見を伺いたいと思っています。

委員長： 計画の周知や配布先等は考えていますか。

事務局： 現在のところ決まっておりませんが、概要版を作成するかどうかも含め、策定委員会で協議していただきたいと考えています。幼稚園や小・中学校、高校等、可能な限り周知したいと考えています。

委員： 計画書の中に「保育園」という言葉がでてきますが、正しくは「保育所」と思いますが。

事務局： 策定委員会で協議した中で、「保育園」という言い方のほうが一般的であることから、あえて使っていますが、再度、策定委員会で協議をお願いしてみます。

委員長： その他にご意見はありませんか。

委員： 直ぐには実現できないと思いますが、常盤公園など自然に囲まれたところに、絵本図書館みたいなものがあると楽しいなと思っています。

委員長： よろしいですか。

皆さんからの意見を参考にされ、またパブリックコメントもされるということですので、より良い計画となりますよう意見を反映させていただきたいと思います。

続いて、「宇部市立小中学校の適正配置について」お願いします。

事務局： 宇部市立小中学校の適正配置については、「見初小学校と神原小学校の統合」

及び「小野中学校と厚東中学校の統合」について報告させていただいているところですが、両統合に関して、今後の方向性を確認したいと思っていますのでよろしくお願いします。

また、地域から要望書の提出がありましたので、併せて報告させていただきます。

(資料の配付、及びこれまでの経緯と今後のスケジュール、要望書の内容についての説明を行う。)

委員： 先日の移動教育委員会の中で、今後の学校運営を円滑に進めていくためには、小中連携がうまく機能していくことが、非常に重要であると感じました。神原中学校での施設一体型の小中連携を進めていくためには、もう少し地元に対して時間をかけて、メリット等を説明していく必要性を感じています。

また、アンケート結果では賛成が反対を上回っていますが、「どちらともいえない」と回答した方が約3割いらっしゃるので、神原小学校の耐震化を急がなければならないと思いますが、その方達への理解を得ることが必要と思っています。

それと、地域より先行した情報が新聞等で流れたりすると、教育委員会に対して不信感を持ったり、今後の理解や協力が得難くなってくると感じますので、気を付けていただきたいと思います。

委員： 12月の新聞報道では、突然方針が示されたようなことが書かれており、私も少し驚きました。

事務局： 12月市議会で議員さんからの質問とそれに対する回答等が、新聞に掲載されたものです。関係者への説明については誤解の無いように出来るだけ丁寧にしていきたいと思っています。

委員： いずれにしても、これからの子ども達の安心・安全を一番に考えないといけません。

先日、宇部市では珍しく大きな地震がありました。耐震化が行われていない学校では、心配する保護者も多いと思います。その時の被害はありましたか。

事務局： 教育関係の施設では被害の報告はありませんでした。

教育長： 神原小学校の校舎耐震化について、現在の状況説明をお願いします。

事務局： 現在、学校には耐震化が必要な校舎の改築にあたり、プレハブ校舎の建設案を提示していますが、運動場が一部利用できなくなる等の課題があることから、別案として、既存の校舎の一部を耐震化工事を行うことで、そのまま利用する案も提案しています。

まだ学校から回答を得ていませんが、結論ができれば出来るだけ早く対応していきたいと考えています。

委員： スケジュール案では、神原中学校での施設一体型の校舎の基本・実施設計が、平成27から28年度までとなっていますが、2年間もかかるのですか。

事務局： 期間を短縮することはできると思いますが、市内で始めて小中学校一体型の施設を建設するので、関係者の意見も幅広く聞いていきたいと思っていますので、通常の場合よりも時間を要することが想定されます。

教 育 長： 今、神原の小中連携が取りざたされていますが、小中連携教育がより良い教育環境を作っていくために必要であると私達が判断したということは、全市的にも小中連携を進めていかなければ、教育の整合性がとれないと思っており、そのための施策も考えていかないといけないと思っています。

委 員 員： 小中連携のメリットは多くあると思いますが、宇部市全体の教育を考えていく時に、子ども達への環境作りや小学校から中学校への滑らかな接続等、学校や教員を含めた全員の意識も変えていくことが必要です。

委 員 員： 神原の施設一体型をモデルにしていくのか、市全体で取り組んでいくのか、神原の統合をスムーズに進めていくためにも、市内の全教員に小中連携のメリットをしっかりと説明して意識を変えていく必要があると思います。

委 員 員： 私も「学び合い」の取組と同じように、全市的に進めていくべきと思います。

教 育 長： 小中連携の進め方については、市としての考え方を整理した方が良さそうなので、改めて協議させていただきたいと思います。

委 員 長： 他にご意見はありませんか。

両統合に関するスケジュールについて、他にご意見はありませんか。

(全委員異議なし)

委 員 長： 今後は、新しい組織の立ち上げや、条件整備等を行っていくこととなりますので、教育委員会だけでなく、市長部局とも連携しながら取り組んでいただきたいと思っています。

統合に係る情報については、多くの市民の方が注視していることでしょうか、情報発信の仕方については慎重に行っていただきたいと思っています。

また、先ほど説明のありました要望書に対する回答については、相手方に提出される前に確認させてください。

続いて「学校教育推進のための指針について」をお願いします。

事 務 局： 「学校教育推進のための指針について」は、毎年作成していますが、平成26年度は宇部市教育振興基本計画の理念及び基本目標をもとに作成しています。主な変更点としましては、「学び育ちあう学校づくり」をキーワードに3つのテーマを掲げるとともに、「知・徳・体」及び「人権」に関する視点を盛り込んでいます。

(指針案の配付、及び指針の内容、5つの基軸・10の視点・15の水準について説明を行う。)

委 員 員： コミュニティ・スクールの3つの視点の中に「うべ協育ネットの推進」とありますが、協育ネットの中にコミュニティ・スクールが含まれていると思いますので、位置関係が反対になるのではないのでしょうか。

事 務 局： コミュニティ・スクールの1つの取組として、協育ネットを推進していくイメージで書いたところですが、分かり難いかもしれません。

教 育 長： 協育ネットの取組は、まだ学校や市民に十分な理解がなされておらず、誤解を与えるかもしれませんので、今回は指針の中から外した方がいいかもしれません。

事 務 局： 削除させていただきます。

委員： 指針を作ることは良いことですが、先生達にこの指針が具体的に伝わって行くことが大事なことです。特に、規範意識・道徳教育・モラルの問題等のメカニズムは、学力向上とは違い、分かり難いと思いますので、教員一人ひとりがそれらのメカニズムを理解していただきたいと思います。

例えば、学校やクラスで皆が目標を決めて、教員は子ども達がやったこと、出来たことの一つずつをプラス評価しながら、認め褒めていくことで、モラルある人間が出来上がっていくと思います。

委員： 大人の規範意識に欠ける事件がこの頃多く発生しています。子ども達の道徳性をどのように育てていくのか、「豊かな体験」を通して子どもの時から高めて行くことが大事と思っています。

委員： 指針の中に「豊かな体験」や「人権教育」を取り入れたことは良いと思いますが、その中身が何であるのか、教員がしっかり考えていくことが大事だと思います。

また、地域の負担が増えないようにしながら、一方で、その力をどのように学校運営に反映させていくのかを考えると、「コミュニティ・スクール」、「うべ協育ネット」、「放課後子ども教室」の役割を整理していく必要があると思います。そのことで、地域の人材を活用しながら協力体制を作っていくことができると思います。

委員： 指針にあるパイロットスクールは、何校くらい予定していますか。

事務局： 沢山の学校を指定したいと考えていますが、現段階では準備が整っています。琴芝小学校1校のみを考えています。27年度以降は段階的に随時増やしていきたいと考えています。

委員長： 他にご意見はありませんか。

これからの学校教育の推進は、コミュニティ・スクールを始めとして、地域やPTA・家庭との連携も必要です。各学校が抱える問題や課題もそれぞれ違うと思いますので、個別の対応・支援についてもよろしくお願いします。

次に、その他の事項「放課後子ども教室」についてお願いします。

事務局： 2月の会議で「放課後子ども教室」の活動状況についてお尋ねがありましたので、平成24年度の実績をもとに説明させていただきます。

(資料4に基づき、説明を行う。)

委員： 福祉と教育が連携していくということは必要なことで、学童保育等と一緒に活動していくことは良いと思いますが、そのことで両者の活動費が重複しているということはありませんか。

事務局： それぞれの目的に応じた活動に対しての経費でありますので、報告書からは適正に使われていると思います。

委員： 各校区の実情が違うので活動も異なるのは当然のことですが、実施回数、参加者数、事業費等が実際にいくら必要なのか、この資料からだけでは分かりません。雑ぱくな予算の使い方をしてもらいたくないので、もっと中身を精査していただくとともに、地域でも活動を見直していくべきだと思います。

委員： 予算に対する参加人数、開催回数を計算してみても、単価にバラツキがあ

りますので、ある程度の基準を設ける必要があるのではないのでしょうか。

事務局： この事業は国と県の補助事業ですから、開催回数に対する基準や予算が使える費目も決められており、それに伴う実績報告も行っていきます。

教育長： 国の補助事業といいながら、当然市としても予算を支出している訳ですから、予算執行については慎重に行わなければなりません。

例えば、コミュニティ・スクールに係る予算については1校当たり1万円と非常に厳しいもので、各学校区からの要望も多くありますが、市の財政状況が厳しいために増額できないと回答しています。

市の事業、補助事業を問わず、事業の効果を常に検証しながら、必要などころに必要な予算を配分しなければならないと思っていますので、もう少し地域とともに見直しを行ってください。

委員長： 平成26年度予算については、既に固まってきていますが、必要な見直しについては常に行っていただきたいと思います。

最後に「寄附の報告について」をお願いします。

事務局： （資料5に基づき、寄附の報告を行う。）

委員長： 以上で本日の教育委員会会議を閉会とします。